

【第4号議案】

◆令和7年度活動方針（案）◆

＜基本姿勢＞

今年は、先の大戦終結から80年を迎えます。戦争では、人種差別・迫害・大量虐殺など人権侵害が横行しました。その反省から、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になり、1948（昭和23）年12月10日、国際連合は「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、基本的人権尊重の原則を定めた「世界人権宣言」を採択しました。

以来、私たちは、人権尊重の精神を基礎とし、「だれもが自分らしく生き、参画することのできる共生社会」の実現に向けて、様々な取り組みを行ってきました。しかしながら、こどもや障がい者、女性、性的マイノリティなどにかかる人権侵害、インターネットへの心無い書込みなど、根強く残る人権問題や新たに発生する問題への対応が求められています。また、ウクライナやガザなど紛争地区の状況から、改めて平和への思いを強くするところです。

河内長野市人権協会は、これまで関係諸団体のみなさまのご協力をいただきながら、様々な人権課題に対して正面から向き合い、社会情勢の変化に伴い発生する新たな課題にも積極的に対応してきました。令和7年度におきましても、河内長野市と連携を密にし、また、関係機関や各種団体と協力のうえ、すべての市民の人権が尊重される共生のまちの実現に向けて事業展開を図っていきます。

＜重点活動方針＞

●人権・平和啓発推進事業

同和問題をはじめ女性・こども・高齢者・障がい者・外国人・ハンセン病・インターネットと人権・性的マイノリティ、優生思想など、今日的課題を含めて、各種講演会や展示会などを通して、広く市民に対し啓発を図ります。

また、今年は戦後80年。今もウクライナやガザ地区をはじめ世界各地で紛争が絶えません。戦争は最大の人権侵害です。唯一の被爆国として、戦争の悲惨さ、平和の尊さを経験者から継承し、次世代に伝える催しを展開します。

●相談事業

常設実施している人権あれこれ相談、コミュニティソーシャルワーカーによる相談、進路選択にかかる支援相談、さらに女性専門カウンセラーによる電話相談の各種相談事業を通して、市民の困りごとの解決を図ります。また、関係諸団体と連携しながら、相談の背後にある諸課題についても考察を深めます。

●指導者養成事業

関係団体との連携協力のもと、各種の人権研修等を通して、会員の資質向上を図り、地域等において人権推進活動を進めていけるよう様々な機会・場所をとらえ、知識・技術等総合的に対応できるリーダーの養成に努めます。

●地域等活動推進事業

学校や公民館と連携して実施する人権ふれあい講座を通して、小中学生やPTAのほか地域住民等を対象に人権啓発活動を推進するとともに、「共に生きるまちづくりをめざして」の催しを通して、人権啓発のすそ野を広げ、より一層の浸透を図ります。

●女性相談つながりサポート事業

孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、女性専門カウンセラーによる女性のための電話相談を実施するとともに、講座等による居場所づくりを進めます。また、生理用品を各種相談窓口の案内チラシとセットで提供することで、困りごとの解決につなげていきます。

●その他事業

大阪府人権協会をはじめとする人権関係諸団体との連携協力を図り、各種事業の充実と関係事業への積極的な参画を図ります。